

水産物・水産加工品の 適正取引推進ガイドライン

令和3年11月策定
令和8年 1月改定

水産庁

水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン

目次

第1章 適正取引推進ガイドラインの概要について	1
1. 適正取引推進ガイドライン策定の背景と目的	1
2. 適正取引推進ガイドラインの内容.....	4
第2章 適正取引推進上の問題と望ましい取引形態について	10
1. 漁業協同組合による販売事業の利用強制等	10
2. 系統外出荷に対する販売手数料の徴収.....	13
3. 産地市場価格等原価を下回る一方的な価格設定.....	14
4. 原材料価格、物流費、労務費等のコスト増加を反映しない価格設定	16
5. 大量発注を前提とした単価による少量発注	18
6. 納入業者に責任のない減額.....	20
7. 受領拒否	22
8. 返品	22
9. 購入強制	24
10. 協賛金等の要請.....	26
11. 従業員の派遣、役務の提供	28
12. 不当な給付内容の変更、不当なやり直し	30
13. その他留意すべき事項.....	31
(1) 支払方法の留意点.....	31
(2) 受託取引の該当性に係る留意点.....	31
(3) 不正競争防止法上の留意点	32
(4) 受託中小企業振興法に基づく振興基準に記載されている留意点.....	33
(5) 第三者からの仲介手数料等の求めへの対応	34
第3章 望ましい取引慣行の確立に向けた取組.....	35
1. 本ガイドラインの基本的な活用パターン	35
参考資料	38
(1) 「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」について	38
(2) 取引かけこみ寺事業について	38
(3) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払いの遅延等の防止に関する法律上の委託事業者の義務・禁止行為	38
(4) 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」	41

(5) 「受託中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」	41
(6) 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」(概要及びベストプラクティス)	41
(7) 独占禁止法に基づく「大規模小売業者による納入業者との取引における不公正な取引方法」	41
(8) 独占禁止法に基づく「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正取引方法」ガイドブック	43

第1章 適正取引推進ガイドラインの概要について

1. 適正取引推進ガイドライン策定の背景と目的

(1) 適正取引推進ガイドライン策定の背景

① 水産物・水産加工品の流通の概要

水産物の流通は、産地の水揚港に隣接し、漁業協同組合（以下「漁協」という。）等が運営する産地市場で集荷・仕分され、産地市場の買參權を保持した仲買人によって消費地に送られた後、消費地市場を通じて価格形成され小売業者・外食店等に販売されるのが一般的である。一方、近年では、漁業者によるインターネット等を通じた直売や、産地の漁業者・漁協と小売業者・外食店の直接取引など、市場を介さない流通も増えている。

また、水産加工業に目を向ければ、国内で消費される食用魚介類の約6割以上が水産加工業者に仕向けられ、練製品や冷凍水産食品等の水産加工品として加工された後、消費地市場や小売業者・外食店等に販売されるほか、水産加工業者が小売業者等からプライベートブランド商品（P B商品）の製造を受託することもある。

このように、水産物及び水産加工品の流通では、様々な主体が納入業者・仕入業者となりながら、取引を行っている。

② 水産政策の改革における水産物の流通構造の改革

水産庁では、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革に取り組んでいるところである。

漁業者の所得向上に向けては、近年の水産物流通の情勢変化を踏まえ、マーケットインの発想に基づき、品質・コスト両面で競争力のある流通構造を確立していくため、漁業者と加工業者・流通業者が連携した低コスト化・高付加価値化等による物流の効率化や、スマート水産業の推進の一環としての取引の電子化、水産物の加工・流通過程へのHACCP方式導入等による品質・衛生管理の強化、国内外の需要に対応した生産等を推進している。

また、併せて、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）を一部改正し、漁協は漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない旨を規定するとともに、販売の専門能力を有する理事を登用することを義務付け、これまで以上に漁協が漁業者の所得向上に向け積極的に取り組むよう推進している。

③ 水産物・水産加工品の流通に関する取引の実態調査結果を踏まえた適正取引推進の必要性

水産物及び水産加工品の流通に関する取引の実態を調査するため、漁業者については、令和2年2月にアンケート調査を実施し（回答数284）、取引相手によるコスト増加を反映しない価格決定や納品価格の不当な値引きが疑われる事例が明らかになった。また、令和3年2月に規制改革推進会議農林水産ワーキング・グループにおいて漁業者・漁業関係者からのヒアリング（6人）を行い、漁獲物を漁協の販売事業を利用せず自身で販売（いわゆる系統外出荷）しようとする組合員に対して、漁協が、販売事業の利用を強制するような行為を行っていた等の回答があった。

水産加工業者を含む産地仲買人については、平成31年3月にアンケート調査を実施し（回答数514）、取引相手によるコスト増加を反映しない価格決定や不合理な物流センター等の負担要求などが取引上の問題として明らかになった。また、令和2年2月に、取引に関与しない第三者が合理的な理由のない仲介手数料の徴収を行っているかについて、水産加工業者を含む産地仲買人に追加アンケート調査を実施し（回答数125社）、合理的な理由のない仲介手数料を要求されたことがある旨の回答が1件あった。

問題となる取引の中には、長年の取引慣行だからという理由で、法令違反のおそれのある取引を行っている例も存在し、このことを看過すれば水産業の成長産業化の妨げとなるおそれがある。

こうした水産物及び水産加工品に関する望ましくない取引慣行の背景には、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）及び「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（昭和31年法律第120号。以下「取適法」という。）に対する理解や対応の不足など、法令に即した基本的な取引ルールが浸透していないことにも原因がある。

このため、独占禁止法及び取適法の法令遵守を徹底し、健全な取引慣行に是正し、水産物及び水産加工品の取引において、漁業者、漁協、水産加工業者、流通業者等の能力を十分に引き出していくとともに、独占禁止法に基づく「不公正な取引方法」（昭和57年公正取引委員会告示第15号。以下「不公正な取引方法（一般指定）」という。）に該当するような行為や合理的根拠のない価格決定、不利な取引条件の一方的な押付けなどの取引慣行を改善するための取組を、水産物及び水産加工品の取引を行う全ての関係者に浸透させていくことで適正取引を推進し、水産政策の改革における水産物の流通構造の改革を下支えしていく必要がある。

今回のガイドライン策定に当たっては、法令遵守の下、漁業者・顧客ニーズに沿ったサービス・商品提供の実現を目指す漁協・企業が大半を占める中で、一部の漁協・企業が不適正な取引を行っているおそれがあるとの調査結果を踏まえ、業界団体の御協力の下、水産物及び水産加工品の取引における特徴的な問題や望ましい取引例（ベストプラクティス）を整理したところである。

(2) 適正取引推進ガイドライン策定の目的

水産物及び水産加工品の適正取引の推進を目指し、以下を目的に、適正取引推進ガイドラインを策定する。

- ① 本ガイドラインは、水産物及び水産加工品の取引におけるコンプライアンス強化を目的とする。ヒアリング等実態調査の結果、以前に比べて問題事例は減ったとの声がある一方、漁協においては独占禁止法及び同法に基づく「不公正な取引方法（一般指定）」、水産加工業者や流通業者においては「不公正な取引方法（一般指定）」に加え、取直法、独占禁止法あるいは同法に基づく「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」（平成17年公正取引委員会告示第11号。以下「大規模小売業告示」という。）に関する理解が十分でない、あるいは理解していたとしても対応が十分ではないという事例が見受けられる。そこで、本ガイドラインは、水産物及び水産加工品の取引を行う当事者双方の経営者・組合長、役員、調達担当、経理担当等に、特徴的な問題事例を提示し、できるだけわかりやすい形で法令の考え方を示すことにより、取引上の法令違反を未然防止することを目的とする。
- ② 本ガイドラインは、水産物及び水産加工品の取引における経営努力が報われ、健全な取引環境の整備の一助とすることを目的とする。自身の希望する販売ルートで販売できない、合理的根拠のない価格決定がされるなど、漁業者・事業者の意欲を削ぐような取引慣行が存在するため、こうした取引慣行を是正し、生産性の向上、品質の一層の向上につなげていくことで、今後の水産業の健全な発展に寄与し、同時に豊かな国民生活を実現することを目的とする。
- ③ 本ガイドラインは、水産物及び水産加工品の取引に係る漁業者・漁協・事業者における競争を制限するものではなく、双方が公正な競争環境において、円滑な取引が行われることを目的として、水産物及び水産加工品の取引関係者の経営努力、創意工夫、技術力向上等の意欲や組合員の漁業所得の向上に向けた漁協の努力や顧客ニーズに沿った商品を提供する小売業者の経営努力の意欲を削ぐような取引慣行を改善することを目指すものであり、必要に応じてガイドラインの改訂も行う。

2. 適正取引推進ガイドラインの内容

(1) 本ガイドラインが対象とする事業者及び取引並びに法令

一般的な水産物・水産加工品の流通は、漁業者が水揚げした漁獲物が、水揚港に隣接し、漁協等が運営する産地市場で集荷・仕分された後、産地市場の買參權を保持した加工業者や仲卸業者（※1）からなる仲買人によって競り落とされる。その後、加工等を経て消費地に送られ、消費地市場の卸売業者（※2）と仲卸業者（※3）との間で売買された後、仲卸業者から小売業者・外食店等に販売されている。

近年は、産地の漁業者や仲買人と小売業者・外食店が直接取引する場合や、加工業者が小売業者と製造委託契約を結び、プライベートブランド商品（P B 商品）を生産・販売する場合もある。

本ガイドラインは、これらの取扱事業者及び取引関係を対象とするが、その性質から、漁業者と漁協との取引及びその他の取引（漁業者・仲買人・加工業者と消費地市場の卸売業者や小売業者との取引等）を分けて整理する。

- （※1）産地市場において、せり・入札などにより、漁業者や漁協から水産物を購入し、消費地市場の卸売業者に販売する者
- （※2）産地市場の出荷者から品物を集荷し、消費地市場内の卸売場で、せり・相対取引などを買って仲卸業者に販売する者
- （※3）消費地市場において、仲卸店舗を持ち、卸売業者から買った商品を小売業者や飲食業者に販売する者

【I 漁業者と漁協との取引】

① 漁協が行う事業の性質

漁協は、水産業協同組合法に基づき自主的に設立された協同組合であり、小規模な事業者である漁業者が相互扶助によって、経営効率の向上や生活の改善を図るとともに、漁業者自らの意思に基づく加入・脱退や事業利用により、組合員の総意に基づいた事業運営がなされている。このような漁協の事業運営の性質を踏まえると、漁協が組合員に対して漁協の事業の利用を強制することは問題となり、組合員の取引を妨げることや、漁協と競争関係にある場合における商系事業者等の取引の機会を奪うことなどを通じて、水産分野における競争に悪影響を及ぼすことにもなる。

② 独占禁止法の禁止行為と協同組合に対する適用除外制度

独占禁止法は、事業者が、私的独占、不当な取引制限（価格カルテル、入札談合等の共同行為）、不公正な取引方法の行為を行うことを禁止するとともに（第3条、第19条）、事業者団体が、競争制限的な行為又は競争阻害的な行為を行うことを禁止している（第8条）。

一方、独占禁止法は、協同組合の一定の行為について適用除外規定を設けている（第22条）。水産業協同組合法に基づき設立された漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）及び漁協の行為についても、漁連及び漁協が、①任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入又は脱退できること、②組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が定款に定められていることの各要件を満たしている場合には、原則として独占禁止法の適用が除外される（第22条、水産業協同組合法第7条）（※1）。例えば、漁連及び漁協が、共同購入、共同販売、漁連及び漁協内での共同計算を行うことについては、独占禁止法の適用が除外される。

しかしながら、①不公正な取引方法を用いる場合、又は②一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合には、適用除外とはならない。また、例えば、漁協が事業者としての立場で他の事業者や漁協と共同して、価格や数量の制限等を行うこと

（カルテル）等は、独占禁止法第22条の組合の行為とはいえないことから、適用除外とはならない。

（※1）この適用除外制度の趣旨は、単独では大企業に伍して競争することが困難な漁業者が、相互扶助を目的とした協同組合を組織して、市場において有効な競争単位として競争することは、独占禁止法が目的とする公正かつ自由な競争秩序の維持促進に積極的な貢献をするものであり、このような組合が行う行為には、形式的外観的には競争を制限するおそれがあるような場合であっても、特に独占禁止法の目的に反することが少ないと考えられることから、独占禁止法の適用を除外するものと解されている。

③ 独占禁止法（不公正な取引方法）について

「不公正な取引方法」とは、独占禁止法第2条第9項各号のいずれかに該当する行為であり、独占禁止法第19条で禁止されている。このうち、第6号に該当する行為は公正取引委員会が指定することとされており、全ての業種に適用されるものとして、不公正な取引方法（一般指定）により、15の行為類型が指定されている。

独占禁止法第2条第9項各号の規定に該当する行為（不公正な取引方法）が行われた場合、公正取引委員会が当該行為の差止め等の措置を命ずる（第20条）ほか、当該行為によってその利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者から差止めを請求されたり（第24条）、当該行為の被害者から損害賠償を請求される可能性もある（第25条、民法（明治29年法律第89号）第709条）。

また、独占禁止法第2条第9項のうち第1号から第5号までの規定に該当する行為については、一定の条件を満たした場合、公正取引委員会から課徴金の納付を命じられる（第20条の2から第20条の6まで）。

なお、不公正な取引方法のうち、漁協に関連する主なもの及びその概要は、以下のとおりである。

（ア）取引拒絶（不公正な取引方法（一般指定）第2項）

不當に事業者が単独で特定の事業者との取引を拒絶したり、第三者に特定の事業者との取引を拒絶させる行為

（イ）取引条件等の差別取扱い（不公正な取引方法（一般指定）第4項）

不當に、ある事業者に対し取引の条件又は実施について有利又は不利な取扱いをする行為

（ウ）事業者団体における差別取扱い等（不公正な取引方法（一般指定）第5項）

事業者団体若しくは共同行為からある事業者を不當に排斥し、又は事業者団体の内部若しくは共同行為においてある事業者を不當に差別的に取り扱い、その事業者の事業活動を困難にさせる行為

（エ）不当廉売（独占禁止法第2条第9項第3号及び不公正な取引方法（一般指定）第6項）

商品を不當に低い価格、例えば実質的な仕入価格を下回る価格で、継続して販売し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれのある行為

（オ）抱き合わせ販売等（不公正な取引方法（一般指定）第10項）

商品やサービスを販売する際に、不當に他の商品やサービスと一緒に購入させる行為、その他不當に取引を強制する行為

（カ）排他条件付取引（不公正な取引方法（一般指定）第11項）

自己が供給する商品のみを取り扱い、競合関係にある商品を取り扱わないことを条件として取引を行うことなどにより、不當に競争相手の取引の機会や流通経路を奪ったり、新規参入を妨げたりするおそれのある行為

（キ）再販売価格の拘束（独占禁止法第2条第9項第4号）

小売業者等に自社商品の販売価格を指示する行為

（ク）拘束条件付取引（不公正な取引方法（一般指定）第12項）

取引相手の事業活動を不當に拘束するような条件を付けて取引する行為

（ケ）優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）

取引上優越的地位にある事業者が、その地位を利用して取引先に対し正常な商慣習に照らして不當に不利益を与える行為。例えば押し付け販売など。

【Ⅱ その他の取引（漁業者・仲買人・加工業者と消費地市場の卸売業者や小売業者との取引等）】

① 対象となる法令

水産物及び水産加工品の取引（漁業者と漁協との取引を除く。）に関して、本ガイドラインが適用を想定する法律は、主として独占禁止法及び取適法である。取適法は、独占禁止法の補完法であり、取適法の対象とならない取引であっても、独占禁止法の問題となる可能性がある。

② 独占禁止法について

取適法が取引の内容及び資本金・出資金により区分される委託事業者・中小受託事業者間の取引にのみ適用されるのに対し、独占禁止法は、事業者の規模を問わず、事業者が「不公正な取引方法」を用いることを禁じている（不公正な取引方法については、【I 漁業者と漁協との取引】③のとおり。）。

漁業者・仲買人・加工業者と消費地市場の卸売業者や小売業者との取引等における問題事例の多くは、「不公正な取引方法」のうちの、特に「優越的地位の濫用」の該当性が問題になり得るが、優越的地位とは、自己にとって、当該事業者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、当該事業者の要請が著しく不利益なものであっても、これを受け入れざるを得ないような場合であるとされている。

また、優越的地位に該当するかの判断に当たっては、当該取引先に対する取引依存度、当該取引先の市場における地位、取引先変更の可能性、その他当該取引先と取引することの必要性を示す具体的な事実が総合的に考慮されることとされている。

次に「優越的地位の濫用」とは、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることをいう（独占禁止法第2条第9項第5号）。

特に、大規模小売業者の納入業者に対する優越的地位の濫用行為については、大規模小売業告示において、大規模小売業者が購買力（いわゆるバイイングパワー）を利用して、不当な協賛金の負担要請や不当な返品など、事前の契約とは関係ない、あるいは、あらかじめ合意された取引条件を事後的に変更するような取引を行わせる行為などの禁止行為について、具体的に定めている（参考資料（7）参照）。

③ 取適法について

取適法では、適用対象を発注者及び受注者の資本金の額若しくは出資の総額（以下「資本金等の額」という。）又は従業員数の組合せと取引の内容によって決めており（図1参照）、一定の資本金等の額の発注者（委託事業者）が一定の資本金等の額の受注者（中小受託事業者）に対して製造委託等をするケースを規制対象としている。

例えば、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」（令和7年公正取引委員会事務総長通達第13号）では、製造委託の類型

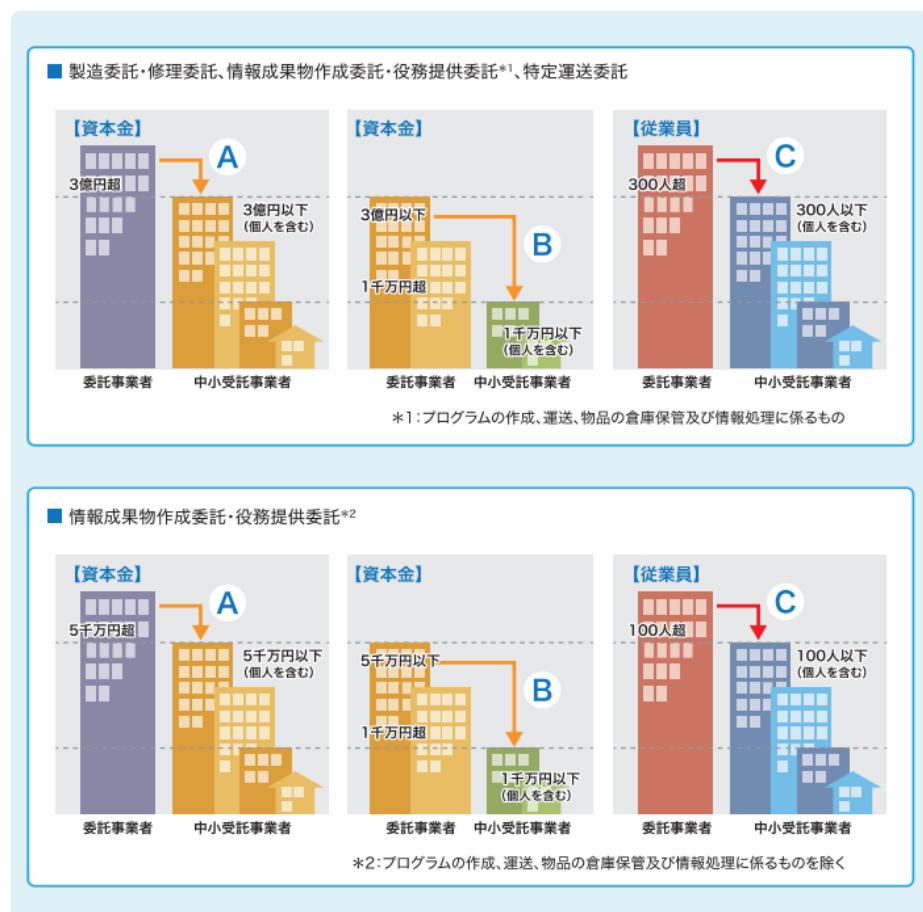
の中で、「大規模小売業者（百貨店、スーパー、ホームセンター、専門量販店、ドラッグストア、コンビニエンスストア本部、通信販売業者等）が、自社のプライベートブランド商品（PB商品）の製造を食品加工業者等に委託すること」が例として挙げられている（受託関係のその他の留意事項について第2章13.参照）。

委託事業者が取適法（第5条）に違反する行為を行った場合、公正取引委員会は、それを取りやめて原状回復することを求めるとともに、再発防止等の措置を実施するよう、勧告を行う。また、

- ・発注内容等を記載した書面を交付又は電磁的方法により明示しない
 - ・取引内容について記載し、又は記録した書類又は電磁的記録を保存しない
- といった違反行為が行われた場合、罰金が科される。

なお、原材料たる物品に一定の工作を加えることのない、農耕、畜産、鉱物の掘採、水産動植物の採捕等の原始的生産物の取引は取適法上の製造委託には当たらないため、水産物の生産を依頼しても製造委託には当たらず、取適法の適用対象とはならない。

図1 取適法の規制対象（資本金等の額の組合せ、取引の内容）



(2) 適正取引推進ガイドラインの構成

本ガイドラインの構成は、下記のとおりである。

第1章は、本ガイドライン策定の背景、目的及び本ガイドラインの概要を整理している。

第2章は、アンケート調査又はヒアリング調査に基づいて把握した事例を参考に、独占禁止法又は取適法において問題となり得る例を示している。また、この事例は、「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針（平成19年4月18日公正取引委員会）」、

「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月30日公正取引委員会）、「『大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法』の運用基準」（平成17年公正取引委員会事務総長通達第9号）、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」等に鑑みて、独占禁止法及び取適法において留意すべき点を整理している。

第3章は、適正取引の推進に向けた本ガイドラインの活用、相談窓口等について整理している。

なお、本ガイドラインで取り上げる問題となり得る事例、望ましい取引実例は例示であり、取引には様々な背景により問題事象が生じている。よって、違法性があるか否かについては、実際の個別の取引実態に即した十分な情報を踏まえ、法的に判断する必要がある。

第2章 適正取引推進上の問題と望ましい取引形態について

1. 漁業協同組合による販売事業の利用強制等

(1) 問題となり得る例

- 水揚げした水産物について、漁業者が所属する漁協の販売事業を利用せず、自身で販売（いわゆる系統外出荷）しようとしたところ、
 - ① 漁協に認めてもらえない。また、漁協から、漁協の販売事業を利用しなければ、他の魚種を含め以後の販売事業やその他の事業（製氷事業や購買事業等）を利用させないとと言われ、販売事業を利用した。
 - ② 漁協が当該漁業者の取引先の流通業者に対し、当該漁業者からの水産物は取り扱わないよう求めたため、販売できなかつた。

(2) 関連法規の留意点

水産物の流通チャネルが多様化する中、漁協が、組合員に対して行うサービス（例えば、販売ルートの開拓、共同販売による販売力の確保や、販売事業に関する情報提供、水産物のブランド化など広告宣伝による販売促進活動等）を通じて、販売事業の利用促進を図ることは、独占禁止法上問題となるものではない。

しかしながら、漁協が系統外出荷を制限することや、系統外出荷を理由に、組合員に対して不利益・負担を与えることがあってはならない。例えば、次のような行為は、以下の点から独占禁止法上問題となる。

- ① 組合員が販売事業を利用する際に、漁協が組合員に対して、
 - ・ 全量又は一定の割合・数量以上について販売事業の利用を強制する行為
 - ・ 系統外出荷したいと組合員が考えている品目についても販売事業の利用（買戻しを含む。）を強制する行為

（上記においてそれぞれ合理的根拠に基づかない手数料の徴収を示唆するなど、系統外出荷をしたいと考えている組合員に対して実質的に販売事業の利用を強制している場合を含む。）

のように販売事業の利用を事実上余儀なくさせる行為（販売業務規程等の定めに基づく行為のみならず、事実上そのような効果を生じさせる行為を含む。）は、不公正な取引方法（一般指定）第10項の「抱き合わせ販売等」、第11項の「排他条件付取引」又は第12項の「拘束条件付取引」に該当し違法となるおそれがある。

- 組合員が共同利用施設や製氷事業・購買事業などの漁協の事業を利用する際に、漁協が組合員に対して販売事業の利用を条件とする行為のように販売事業の利用を事実上余儀なくさせる行為は、不公正な取引方法（一般指定）第10項の「抱き合わせ販売

等」、第 11 項の「排他条件付取引」又は第 12 項の「拘束条件付取引」に該当し違法となるおそれがある。

〔なお、販売事業のみならず、購買事業その他の事業においても、漁協が組合員に対し当該事業の利用を事実上余儀なくさせる行為（団体漁業権の行使に当たって漁協の事業の利用を条件とする行為を含む。）は不公正な取引方法に該当し違法となるおそれがある。〕

③漁協が、系統外出荷した組合員に対して、販売事業の利用に係る条件又は実施について、他の組合員よりも不利な取扱いをする行為は、不公正な取引方法（一般指定）第 4 項の「取引条件等の差別取扱い」に該当し違法となるおそれがある。

④ 漁協が水産物を販売している地域の流通業者等（組合員が自身の所属する漁協の他の漁協が開設する産地市場に出荷をしようとする際の当該他の漁協及びその開設する産地市場を含む。）に対して、組合員と取引しないよう求める行為は、不公正な取引方法（一般指定）第 11 項の「排他条件付取引」又は第 12 項の「拘束条件付取引」に該当し違法となるおそれがある。

(3) 望ましい取引慣行

漁協の販売事業は、小規模な事業者である漁業者が相互扶助により経営効率の向上等を図るために実施する多様な事業の中でも、特に漁業者の所得の向上に直結する事業であり、組合員の総意に基づいて運営されるべき漁協の中核的事業となっている。

組合員の販売事業利用促進のためには、販売事業が組合員自らの意思に基づいてより一層利用されるよう、漁協が組合員の所得向上につながる取組を積極的に行う必要がある。また、地域の流通業者等の関係事業者や自治体等と連携して、地域の水産物の付加価値向上に向けたブランド化等に取り組むことも期待される。

しかしながら、販売事業は組合員自らの意思に基づいて利用するものであることから、漁協が組合員に対して販売事業の利用を強制することや、系統外出荷を制限するようなことは行ってはならない。

また、(2) ①記載のとおり、系統外出荷を行おうとする組合員に対し、買い戻しを余儀なくさせることは違法となるおそれがあり、行ってはならない。

(4) 望ましい取引実例

○ 漁協が、組合員の所得向上につながる取組を積極的に行うことで販売事業の利用を促進し、系統外出荷を行う組合員に対しても、漁業生産に必要な資材等を供給とともに、共同して水産物のプロモーションを行うなど地域漁業の振興に取り組んでいる。

- 漁協が、産地市場での自己買參權の取得や地域の複数の産地市場の統合による効率化に取り組むとともに、仲買人の増加による適正な価格形成や組合員の自主的な参加による付加価値向上に向けたブランド化の推進等により魚価向上を実現している。

2. 系統外出荷に対する販売手数料の徴収

(1) 問題となり得る例

- 水揚げした水産物について、漁業者が所属する漁協の販売事業を利用せず、自身で販売（いわゆる系統外出荷）しようとしたところ、漁協から販売手数料や口銭の支払を求められ、支払った。

(2) 関連法規の留意点

漁協が系統外出荷を行う組合員に対して、漁協の事業利用の条件として、系統外出荷する水産物について供されない役務に対する手数料を徴収する行為は、それにより組合員が系統外出荷を希望する水産物の全量又は一部について販売事業の利用を事実上余儀なくさせるおそれがあり、不公正な取引方法（一般指定）第11項の「排他条件付取引」等に該当し違法となるおそれがある。

(3) 望ましい取引慣行

漁協は、系統外出荷を行う組合員に対して、漁協が提供する役務に係る費用（例えば、水揚げ時に利用する施設・役務の利用料や検査・検定費用、漁協の運営に係る経費、漁業権の管理上必要な経費等）を合理的な範囲で合理的な理由等を根拠に徴収することが可能である。

したがって、系統外出荷を行う組合員が漁協の販売事業を利用せずに自身で販売した水産物について、組合員が漁協の販売事業を利用しないにもかかわらず販売手数料を徴収することや、系統外へ出荷することを理由として徴収の根拠が明瞭でない口銭といった手数料を徴収することはできない。

また、系統外出荷を行う組合員が販売事業、購買事業その他の事業を利用する際に、漁協の販売事業を利用せずに自身で販売した水産物についての販売手数料や徴収の根拠が明瞭でない手数料の支払を条件とすることはできない。

(4) 望ましい取引実例

- 系統外出荷を行う組合員に対して、漁協が提供する役務とその対価として徴収する額及びその内訳をあらかじめ明らかにしている。また、当該徴収する額は、販売事業を利用した場合の販売手数料より低額となっている等、合理的な徴収となるよう留意している。

3. 産地市場価格等原価を下回る一方的な価格設定

(1) 問題となり得る例

- 水産物の取引において、小売業者が商品を安価に販売したいため、漁業者や漁協に対して産地市場でせりにより付けられた価格を下回る価格で納入するような納入価格を設定された。
- 水産物の取引において、産地市場の仲買人又は漁協の要請にて漁業者が自身の負担で水産物の箱詰を行ったにもかかわらず、箱詰め費用にも満たない価格で納入するよう納入価格を設定された。
- 水産加工品の取引において、小売業者から加工業者に対して、特売することを理由として、特売期間中の商品について、一方的に製造原価（仕入価格、労務費、加工経費を計上した価格）を下回る価格で納入するよう納入価格を設定された。

(2) 関連法規の留意点

【水産物の取引について】

優越的地位にある産地市場の仲買人や消費地市場の卸売業者及び小売業者が漁業者や漁協に対して著しく低い価格での取引を要請し、漁業者や漁協が今後の取引に与える影響等を懸念して当該要請を受け入れざるを得ない場合には、独占禁止法上、優越的地位の濫用や、大規模小売業告示における「特売商品等の買いたたき」（告示第4項）に該当し違法となるおそれがある。

なお、正当な理由がないのに、商品の供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合、独占禁止法第2条第9項第3号の「不当廉売」に該当するほか、商品を不当に低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合は、不公正な取引方法（一般指定）第6項の「不当廉売」に該当することから、十分に留意する必要がある。

【水産加工品の取引について】

取適法の適用対象となる取引において、小売業者が加工業者に対し、発注した製造委託の内容に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることがある。取適法の適用対象となる取引を行う場合には、一方的に通常支払われる対価より著しく低い単価で製造委託等代金の額を定めることは、取適法第5条第1項第5号の「買いたたき」に該当し違法となるおそれがある。さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用や、大規模小売業告示における「特売商品等の買いたたき」（告示第4項）に該当し違法となるおそれがあり、受託取引に該当しない場合であっても留意が必要である。

なお、正当な理由がないのに、商品の供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合、独占禁止法第2条第9項第3号の「不当廉売」に該当するほか、商品を不当に低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合は、不公正な取引方法（一般指定）第6項の「不当廉売」に該当することから、十分に留意する必要がある。

(3) 望ましい取引慣行

【水産物・水産加工品の取引について】

商品の単価について、品質や原価、物流費、荷造梱包費、納入業者の仕入価格等の条件を加味しながら、産地市場の仲買人や消費地市場の卸売業者及び小売業者と漁業者や漁協の間や小売業者と加工業者の間で十分に協議を行い、卸売市場における取引相場も参考にしつつ合理的な商品単価を設定することが望ましく、荷造梱包の役務等を委託する場合はあらかじめ委託代金の算定手法等についても合意しておくことが望ましい。

漁協にあっては、漁業者からの委託販売において、産地市場の仲買人や消費地市場の卸売業者及び小売業者から著しく低い価格での取引を要請された場合に、漁業者を代表し、産地市場の仲買人や消費地市場の卸売業者及び小売業者との協議を行うことが望ましい。

(4) 望ましい取引実例

- 水産加工品の取引において、小売業者から加工業者に対して加工業者の製造原価を下回る価格で納入するよう一方的に要求されたが、製造原価を下回ることになる旨を説明し、納入価格を維持することで合意した。なお、小売業者は、本来加工業者に対して、商品の供給に要する費用を著しく下回る価格での納入を要求すべきではない。
- 水産加工品の取引において、特売時の納品価格の引下げに際しては、加工業者がその商品に通常支払われる対価と比して著しく低いかどうか吟味した上で、値引きに応じられる金額を明確化することで、小売業者と価格交渉を行い、合意している。

4. 原材料価格、物流費、労務費等のコスト増加を反映しない価格設定

(1) 問題となり得る例

- 水産加工品の取引において、原材料価格、人件費、物流費等の上昇に伴うコストが大幅に増加したため、取引先の小売業者に対して価格の引上げを求めたが認められず、一方的に納品価格を据え置かれた。
- 水産加工品の取引において、配達費込みのP B商品の価格を決定していたところ、小売業者に納品する際の運賃（配送料）が値上がりしたため、加工業者から価格の引上げを求めたが、認められず、一方的に価格を据え置かれ、実質的に値下げを強要された。

(2) 関連法規の留意点

【水産物の取引について】

労務費等のコストが大幅に上昇し、漁業者や产地市場の仲買人が単価引上げを求めたにもかかわらず、優越的地位にある消費地市場の卸売業者や小売業者が一方的に従来どおりに単価を据え置くことは、独占禁止法上、優越的地位の濫用に該当し違法となるおそれがある。

【水産加工品の取引について】

取適法の適用対象となる取引において、原材料価格や労務費等のコストが大幅に上昇し、加工業者が単価引上げを求めた場合において、小売業者が、当該協議に応じず、又は当該協議において加工業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定することにより、加工業者の利益を不当に害すると取適法5条2項4号の「協議を適切に行わない一方的な対価の決定の禁止」に該当し、違法となるおそれがある。

また、上記の場合において、小売業者が一方的に従来どおりに単価を据え置くことや、通常支払われる対価より著しく低い単価で製造委託等代金の額を一方的に定めることは、取適法第5条第1項第5号の「買いたたき」に該当し違法となるおそれがある。

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用に該当し違法となるおそれがあり、受託取引に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引慣行

【水産物・水産加工品の取引について】

原材料価格、労務費等の値上がりに伴うコスト増に対応するため、経費動向などを踏まえた明確な算出根拠に基づいて、加工業者と小売業者の間や漁業者、产地市場の仲買人と消費地市場の卸売業者や小売業者との間で十分に協議を行い、合理的な取引価格を

設定することが望ましく、委託の場合は、あらかじめ製造コストが増加した場合の価格改定についても合意しておくことが望ましい。

また、合意がない事項については、外的要因によるコスト増加が一時的で対応可能なものであるかについて検討を行った上で、適切な転嫁がなされるよう事業者間で十分に協議を行うことが望ましい。

(4) 望ましい取引実例

○水産物の取引において、物流費等の増加に際し、漁業者や産地市場の仲買人から消費地市場の卸売業者や小売業に対して取引価格について継続的に見直しを行うよう求めたことで、改定につながった。

○水産加工品の取引において、契約内容について、加工業者と小売業者が事前に協議する際に、配送料が値上がり又は値下がりした場合の取引価格への反映方法について盛り込んだことにより、配送コストが納品価格に適正に反映できるようになった。

5．大量発注を前提とした単価による少量発注

(1) 問題となり得る例

○水産加工品の取引において、加工業者と小売業者が大ロットでの出荷を前提とした割安な単価で合意したところ、小売業者は、当初の予定数量から発注数量を大幅に減少させたにもかかわらず、大量発注を前提とした割安な単価を一方的に決めた。

(2) 関連法規の留意点

【水産物の取引について】

優越的地位にある消費地市場の卸売業者や小売業者が、一定以上の数量を納品させることを前提に、漁業者や産地市場の仲買人に（割安な）商品単価の設定をさせながら、実際の発注時は、前提とした数量よりも大幅に少ない数量であるにもかかわらず、一方的に見積時の（割安な）単価で発注を行うことは、独占禁止法上、優越的地位の濫用に該当し違法となるおそれがある。

【水産加工品の取引について】

小売業者は、一定以上の数量を納品させることを前提に、加工業者に（割安な）製品単価の設定をさせながら、実際の発注時は、前提とした数量よりも大幅に少ない数量であるにもかかわらず、一方的に見積時の（割安な）単価で発注を行うことがある。

取適法の適用対象となる取引を行う場合には、このように小売業者が大量生産を前提とした見積時の（割安な）予定単価に基づき、一方的に実際には見積時よりも少ない数量の場合の単価として製造委託等代金の額を定めることは、取適法第5条第1項第5号の「買いたたき」に該当し違法となるおそれがあるので留意が必要である。

以上のことから、見積時と前提条件が異なる場合の実際の発注時の単価等については、合理的な原価計算等に基づき、加工業者と小売業者が十分に協議の上、決定する必要がある。

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用に該当し違法となるおそれがあり、受託取引に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引慣行

【水産物・水産加工品の取引について】

納品数量と水産物の生産や水産加工品の製造に関するコストは連動しているため、一般的には、発注数量が一定程度変動すれば、発注時の単価を見直す必要がある場合もある。当初設定していた数量が発注時に減少するなど、単価が変動する状況が発生した場合には、加工業者と消費地市場の卸売業者や小売業者の間や漁業者、産地市場の仲買

人と小売業者の間で十分に協議を行う必要があり、製造等のコストを反映した合理的な単価を再び設定し直すことが望ましい。

(4) 望ましい取引実例

○水産物・水産加工品の取引において、価格設定の段階で、発注ごとの数量単位別の単価をあらかじめ取り決めている。

6. 納入業者の責めに帰すべき理由のない減額

(1) 問題となり得る例

○水産加工品の取引において、小売業者側の物流費・労務費のコストアップを理由に、決定済みの商品代金からコストアップ分の代金について値引きすることを加工業者側に押し付けた。

(2) 関係法規の留意点

【水産物の取引について】

優越的地位にある小売業者が、漁業者や産地市場の仲買人から商品を購入した後において、当該漁業者や仲買人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、当該商品の納入価格の値引きを当該漁業者や仲買人にさせることは、独占禁止法上、優越的地位の濫用や、大規模小売業告示における「不当な値引き」（告示第2項）に該当し違法となるおそれがある。

【水産加工品の取引について】

取適法の適用対象となる取引を行う場合に、小売業者が、加工業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、発注時に定めた製造委託等代金の額から減額することは、取適法第5条第1項第3号の製造委託等代金の「減額」に該当する。さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用における「減額」、大規模小売業告示における「不当な値引き」（告示第2項）に該当し違法となるおそれがあり、受託取引に該当しない場合であっても留意が必要である。

なお、小売業者は、加工業者に対して、取適法の適用対象となる製造委託をした場合には、取適法第4条に基づき、直ちにその代金の額等を記載した書面を交付又は電磁的方法により明示しなければならない。

(3) 望ましい取引慣行

【水産物・水産加工品の取引について】

取適法第4条により、取引・発注の内容を、口頭でのみ伝える行為は違法であり、その内容を記載した書面（契約書や伝票など）を交付又は電磁的方法により明示しなければならない。また、商品の単価・委託代金について、品質や原価、物流費等の条件を加味ながら、小売業者と加工業者や漁業者、産地市場の仲買人が十分に協議を行い、合理的な取引価格を設定し代金を変更する場合には、当該ロットの発注前に代金について協議して決定することを明らかにしておくことで、代金が事後的に減額されることを防止することが望ましい。

(4) 望ましい取引実例

○水産加工品の取引において、加工業者は、小売業者による納品価格からの一方的な値引きが行われないよう、伝票を入念に確認することにしている。小売業者の社内教育においても、加工業者に対して一方的に値引きを要求しないことを徹底している。

7. 受領拒否

(1) 問題となり得る例

○水産加工品の取引において、小売業者が加工業者に対して、小売業者の都合により、納期に取り決めた商品を引き取らずに、発注をキャンセルした。

(2) 関連法規の留意点

【水産物・水産加工品の取引について】

取適法の適用対象となる取引を行う場合、加工業者に責めに帰すべき理由がないのに、発注した物品等の受領を拒否したり、発注の取消し、納期の延期等で納品物を受け取らない場合は、取適法第5条第1項第1号の「受領拒否」に該当する。

さらに、大規模小売業者が、特別な規格等を指定した上で、加工業者に商品を納入させることを契約した後において、当該商品の受領を拒むことは、独占禁止法上、優越的地位の濫用や、大規模小売業告示における「特別注文品の受領拒否」（告示第5項）に該当し違法となるおそれがある。

また、水産物についても、漁業者や産地市場の仲買人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず契約成立後にキャンセル（受領を拒否）し、当該漁業者や仲買人に生じた費用を負担しないことは、独占禁止法上、優越的地位の濫用に該当し違法となるおそれがある。

(3) 望ましい取引慣行

【水産物・水産加工品の取引について】

契約成立後のキャンセルについては、漁業者や加工業者の責めに帰すべき理由がない場合、小売業者は、漁業者や加工業者が負担することとなった費用を全て負担する必要がある。

(4) 望ましい取引実例

○契約成立後の水産物や水産加工品の取引のキャンセル時においては、漁業者や加工業者に責任がない場合には、小売業者は、漁業者や加工業者が負担することとなった費用を支払うルールとして契約書に盛り込んでいる。

○水産加工品の取引において、加工業者が小売業者と緊密に連絡を取り合い、在庫状況や販売実績、天候などについて打合せを行うことで十分事前に生産量を調整し、廃棄処分が減少した。

8. 返品

(1) 問題となり得る例

○水産加工品の取引において、小売業者が、冷凍保存が必要な製品について常温保存したことで劣化して商品価値がなくなったことを理由に、加工業者に対し一方的に返品した。併せて、返品のために小売業者の支店から製品を回収した経費についても負担を求められた。

(2) 関連法規の留意点

【水産物の取引について】

漁業者や産地市場の仲買人と小売業者の取引において、漁業者や仲買人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、優越的地位にある小売業者が一方的に返品し、代金の返還を求めるることは、独占禁止法上、優越的地位の濫用や、大規模小売業告示における「不当な返品」（告示第1項）に該当し違法となるおそれがある。

【水産加工品の取引について】

取適法の適用対象となる取引において、加工業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、小売業者が一方的に返品し、代金の返還を求めるることは、取適法第5条第1項第4号で禁止されている「返品」に該当する。なお、小売業者が受け入れ検品を省略した場合、納入品は全て受け入れ可能と判断されることになる。

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用や、大規模小売業告示における「不当な返品」（告示第1項）に該当し違法となるおそれがあり、受託取引に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引慣行

【水産物・水産加工品の取引について】

漁業者や加工業者に何ら責めに帰すべき理由がない場合には、小売業者は一方的な理由で返品要求してはならない。保管方法等について書面で明確に決めておくべきである。

(4) 望ましい取引実例

○ 水産加工品の取引において、小売業者から加工業者に対して返品要求があったが、話し合った結果、保管方法については製品にも明確に記載されており、加工業者に帰責性がないことについて納得してもらうことができ、返品を行わないことで合意した。
なお、小売業者の社内教育においても、加工業者に帰責性がない場合には、加工業者に対して返品要求しないことを徹底している。

9. 購入強制

(1) 問題となり得る例

○水産物や水産加工品の取引において、クリスマスケーキ、おせち料理、丑の日のうなぎなど、小売業者の扱う商品について、購買・外注担当者から 産地市場の仲卸業者や加工業者に対して購入の要請があり、今後の取引を考えると断れない。

(2) 関連法規の留意点

【水産物の取引について】

小売業者が、取引先である漁業者や産地市場の仲買人に対し、当該取引先がその事業遂行上必要としない又は購入を希望しない商品等を強制的に購入させることのほか、小売業者において、相手方が購入要請に応じることは任意であると位置づけていたとしても、漁業者や仲買人によっては、その依頼を拒否できないことがある。このように、優越的地位にある小売業者が事実上、漁業者や仲買人に購入を余儀なくさせている場合、独占禁止法上、優越的地位の濫用や、大規模小売業告示における「押し付け販売等」（告示第6項）に該当し違法となるおそれがある。

【水産加工品の取引について】

取適法の適用対象となる取引を行う場合に、小売業者が、取引先である加工業者に対し、自己の指定する製品等を強制的に購入させることのほか、小売業者において、相手方が購入要請に応じることは任意であると位置づけていたとしても、加工業者によっては、その依頼を拒否できないことがある。このように、事実上、加工業者に購入を余儀なくさせている場合、取適法第5条第1項第6号の「購入・利用強制」に該当し違法となるおそれがある。

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用や、大規模小売業告示における「押し付け販売等」（告示第6項）に該当し違法となるおそれがあり、受託取引に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引慣行

【水産物・水産加工品の取引について】

小売業者が加工業者や産地市場の仲買人に対し物品等を販売する場合で、特に購買・外注担当者などの取引に影響を及ぼす者が購入を要請することは、事実上、加工業者や仲買人に対し、購入を余儀なくされることになり得る。

したがって、購買・外注担当者などの取引に影響を及ぼす者は、加工業者や仲買人に対し、物品等の購入の要請をしないことが望ましい。

(4) 望ましい取引実例

○水産加工品や水産物の取引において、小売業者が販売している季節商品のセール時期において、以前は小売業者の営業担当者が加工業者や産地市場の仲買人に対して前年の購入数量を引き合いに購入を要請していたが、現在は一方的なあっせんをなくし、加工業者・仲買人側から希望をした場合に限り、購入を案内している。

10. 協賛金等の要請

(1) 問題となり得る例

- 水産加工物の取引において、加工業者が小売業者から、協賛金（リベート）の支払を求められ、商品代金から差し引かれた。
- 水産物の取引において、加工業者が小売業者から、物流センターの利用に当たって額や算出根拠等について十分に協議することなく、一方的にセンターフィーの負担の要請を受け、当該施設の利用量等に応じた合理的な負担分を超える額を徴収された。
- 小売業者の受発注システムを利用するに当たり、金額や算出根拠等について十分に協議することなく、一方的にシステム利用料の負担の要請を受け、システムを利用した商品数量等に応じた合理的な負担分を超える額を徴収された。

(2) 関連法規の留意点

【水産物の取引について】

優越的地位にある小売業者が漁業者や産地市場の仲買人に対し、協賛金等の名目による金銭の負担を要請する場合であって、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠、用途等について、当該取引の相手方との間で明確になっておらず、不利益を与えることは、独占禁止法上、優越的地位の濫用や、大規模小売業告示における「不当な経済上の利益の收受等」（告示第8項）に該当し違法となるおそれがある。

【水産加工品の取引について】

取適法の適用対象となる取引を行う場合、小売業者が加工業者の利益との関係が明らかではないセンターфиー等を提供させることは、取適法第5条第2項第2号の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当し違法となるおそれがあるので留意が必要である。

また、センターфиーに限らず、協賛金（リベート）等を提供されることにより、加工業者の利益を不当に害することは、取適法第5条第2項第2号の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当する。小売業者が、正当な理由がないのに、自己の指定する役務の利用を強制することは、取適法第5条第1項第6号の「購入・利用強制」に該当する。

加えて、小売業者が加工業者に自社のシステムを利用させるに当たり、システム利用方法の研修等の名目で参加費を徴収したり、利用に当たり伝票への入力ごとに費用を徴収する場合がある。小売業者が、これらの行為により、加工業者の利益を不当に害することは、取適法第5条第2項第2号の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当する。

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用や、大規模小売業告示における「不当な経済上の利益の收受等」（告示第8項）に該当し違法となるおそれがあり、受託取引に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引慣行

【水産物・水産加工品の取引について】

協賛金やセンターフィーの徴収については、協賛金や物流センターの利用が販売促進や配送の効率性といった観点から漁業者や産地市場の仲買人、加工業者側に利益があるのかを消費地市場の卸売業者や小売業者との間で十分に協議を行い、販売代金と混同しないように、別に料率を決定することが望ましい。また、料率の設定に当たっては、あらかじめ、合理的な算定の手法、積算根拠等を明確に示しておくことが必要となる。

受発注システムの開発費用、発注データを送信するための通信費用等は、取適法上の発注書面の交付義務を負う小売業者や卸売業者が負担する必要がある。システムの使用に関する事前研修に当たっては、一律で研修費を徴収するのではなく、小売業者や卸売業者の責任で研修の機会を用意することが望ましい。

(4) 望ましい取引実例

- 水産加工品の取引において、協賛金や物流センターの利用が販売促進や配送の効率性といった観点から漁業者や産地市場の仲買人、加工業者側に利益があるのかを事前に消費地市場の卸売業者や小売業者との間で十分に協議を行い、協賛金、センターフィー等を支払うことについて合意がなされ、積算根拠等を明確に示しながら協賛金等の料率を決定している。
- 小売業者側からセンターフィーの内訳について事前に説明を受け、契約書面により料率を決定する。

11. 従業員の派遣、役務の提供

(1) 問題となり得る例

- 水産物や水産加工品の取引において、加工業者や漁業者、産地市場の仲卸業者が小売業者（量販店）に納品する際に、人手不足を理由に、従来、小売業者（量販店）の店員が行っている量販店内の棚等への陳列作業を無償で行うよう求められた。
- 水産物や水産加工品の取引において、加工業者や漁業者、産地市場の仲卸業者が小売業者に納品する際に、取引条件としていないにもかかわらず小売業者が行うラベル貼り業務を無償で行うよう要求された。

(2) 関連法規の留意点

【水産物の取引について】

漁業者や産地市場の仲卸業者と小売業者の取引において、漁業者や仲卸業者の利益との関係が明らかでない場合や漁業者や仲卸業者の直接の利益とならない場合は、優越的地位にある小売業者が漁業者や仲卸業者に対して行う、従業員の派遣や役務の無償提供要請、商品の無償提供の要請は、独占禁止法上、優越的地位の濫用や、大規模小売業告示における「納入業者の従業員等の不当使用等」（告示第7項）に該当し違法となるおそれがある。

【水産加工品の取引について】

取適法の適用対象となる取引において、加工業者の利益との関係が明らかでない場合や加工業者の直接の利益とならない場合は、従業員の派遣や役務の無償提供要請、商品の無償提供の要請は、取適法第5条第2項第2号の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当し違法となるおそれがある。

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用や、大規模小売業告示における「納入業者の従業員等の不当使用等」（告示第7項）に該当し違法となるおそれがあり、受託取引に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引慣行

【水産物・水産加工品の取引について】

小売業者が漁業者や産地市場の仲卸業者、加工業者に従業員の派遣を要請する必要がある場合には、派遣の条件について、あらかじめ合意するとともに、派遣に必要な費用を負担する必要がある。

(4) 望ましい取引実例

- 水産物や水産加工品の取引において、小売業者側が漁業者や産地市場の仲卸業者、加工業者に対し、販売イベントにおける宣伝活動や取引商品の販売業務に係る応援要請を行う際、日当や宿泊費、交通費、弁当など派遣に必要な費用の支払はもとより、曜日の選択など要請を受けられるか仲卸業者や加工業者と十分協議の上で決定した。
- 水産物や水産加工品の取引において、商品を納品する際の役務提供の条件等について、小売業者と漁業者や仲卸業者、加工業者との間で事前にメール等で確認し、双方が納得した上で取引を実施した。

12. 不当な給付内容の変更、不当なやり直し

(1) 問題となり得る例

- 水産物及び水産加工品の取引において、漁業者や加工業者が納品した商品の一部に欠陥品が発生した際に、小売業者から、ペナルティとして欠陥のない商品を含めた商品全量について無償で再納品するよう要請された。

(2) 関連法規の留意点

【水産物の取引について】

漁業者に責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、優越的地位にある小売業者が漁業者に対して費用を負担せずに発注の取消しや発注内容の変更若しくはやり直しをさせることにより漁業者に不当に不利益を与えることとなる場合には、優越的地位の濫用に該当し違法となるおそれがある。

【水産加工品の取引について】

取適法の適用対象となる取引を行う場合において、加工業者に責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、小売業者が加工業者に対して費用を負担せずに発注の取消しや発注内容の変更若しくはやり直しをさせることにより、加工業者の利益を不当に害することとなる場合には、取適法第5条第2項第3号で禁止されている「不当な給付内容の変更及び不当なやり直し」に該当する。

さらに、独占禁止法上、優越的地位の濫用に該当し違法となるおそれがあり、受託取引に該当しない場合であっても留意が必要である。

(3) 望ましい取引慣行

【水産物・水産加工品の取引について】

契約書において、異物混入や欠陥の有無などの責任分担を公平に取り決めておくべきである。また、一部の商品に欠陥があり、やり直しが生じた場合には、やり直しは欠陥が生じた商品に限定されるよう、漁業者や加工業者と小売業者との間で十分協議し、やり直しの対象範囲を確認する。

(4) 望ましい取引実例

- 水産加工品の取引において、加工業者が納品した一部の商品に欠陥があることが発覚した際、小売業者との間で十分協議し、どの商品が欠陥品か確認するようにした結果、欠陥品の分だけ納品し直すこととなった。

13. その他留意すべき事項

(1) 支払方法の留意点

受託中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）の適用対象となる取引を行う場合には、製造委託等代金の支払は現金によることが原則である。加えて、「受託中小企業振興法第 3 条第 1 項の規定に基づく振興基準」では、少なくとも賃金に相当する分については、全額を現金で支払うこととされている。また、両方の適用対象とはならない取引を行う場合においても本事項に準じて取引を行うことが望ましい。

手形による支払や当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託代金と引き換えることが困難であるものを使用することは、中小受託事業者の資金繰りに多大な悪影響を与えるため、取適法第 5 条第 1 項第 2 号により禁止されている。

また、大企業間の取引で支払条件が改善されない結果、中小受託事業者への支払方法の改善が進まない事象がある場合、大企業は、率先して大企業間取引分の支払条件の見直し（支払サイト短縮や現金払い化等）などを進めることが望ましい。

(2) 受託取引の該当性に係る留意点

加工業者と小売業者の間又は中小加工業者と大手加工業者との間に帳合業者（商社等）が介在する取引については、帳合業者の関与の仕方により、帳合業者が委託事業者又は中小受託事業者に該当する場合があることから、帳合業者の関与に関して留意する必要がある。

ア 帳合業者が製造委託内容に関与しない場合

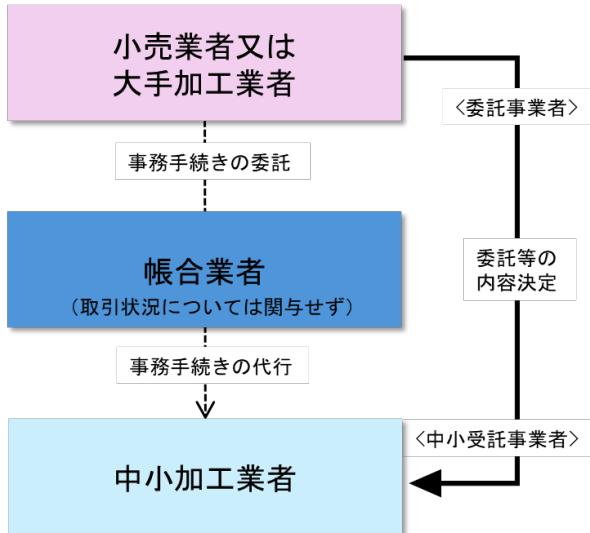
帳合業者が取適法の資本金基準又は従業員数基準を満たす加工業者と小売業者の間に入って取引を行うが、製造委託等の内容（製品仕様、中小受託事業者の選定、製造委託等代金の額の決定等）に全く関与せず、事務手続の代行（注文書の取次ぎ、製造委託等代金の請求、支払等）を行っているにすぎないような場合、その帳合業者は取適法上の委託事業者又は中小受託事業者とはならず、小売業者が委託事業者、加工業者が中小受託事業者となる。したがって、委託事業者は帳合業者と加工業者との間の取引内容を確認し、取適法上の問題が生じないよう帳合業者を指導する必要がある。

イ 帳合業者が製造委託内容に関与する場合

帳合業者が製造委託等の内容に関与している場合には、小売業者が帳合業者に対して製造委託等をしていることとなり、小売業者と帳合業者の間で取適法の資本金基準又は従業員数基準を満たす場合には、帳合業者が中小受託事業者となる。また、帳合業者と加工業者の間で本法の資本金基準又は従業員数基準を満たす場合には、当該取引において帳合業者が委託事業者となり、加工業者が中小受託事業者となる。

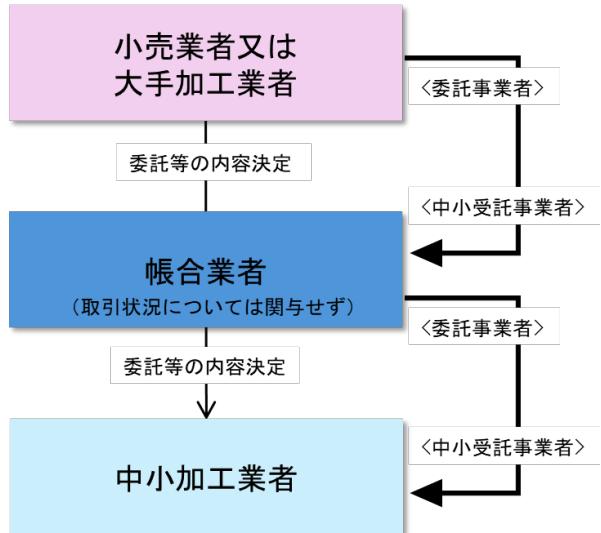
ア 帳合業者が取適法上の委託事業者又は中小受託事業者に該当しない場合

〈帳合業者が事務手続きの代行のみを行う場合〉



イ 帳合業者が取適法上の委託事業者又は中小受託事業者に該当する場合

〈帳合業者が委託内容の決定に関わる場合〉



(3) 不正競争防止法上の留意点

不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）は、事業者の保有する技術・ノウハウ等の「営業秘密」を不正に取得する行為や、不正に取得した営業秘密を使用・開示する行為等を「不正競争」と定め、差止・損害賠償請求等の対象としているとともに、一定の悪質な行為については、併せて刑事罰の対象としている。

小売業者においては、営業秘密の管理・取扱いに関する理解を深め、中小受託事業者の営業秘密の取扱いに関して、中小受託事業者に損失を与えることのないよう、十分に配慮するべきである。

(4) 受託中小企業振興法に基づく振興基準に記載されている留意点

① 契約条件の明確化と書面等の交付

委託事業者は、発注内容が曖昧な契約とならないよう、中小受託事業者と十分に協議を行った上で、発注内容、納期、価格、運送費や保管費等の付随費用、支払手段、支払期日などの契約条件について、書面等による明示、交付を徹底する必要がある。

② 事業継続に向けた取組

委託事業者は、中小受託事業者の事業承継の意向や状況の把握に努め、サプライチェーン全体の機能維持のために、必要に応じて計画的な事業承継の準備を促すなど、事業継続に向けた積極的な役割を果たすものとする。具体的には、中小受託事業者と対話した上で、その実態に応じて、事業承継の円滑化に向けた経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援等を行うことが望ましい。

③ 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善

ア 委託事業者は、自らの取引に起因して、中小受託事業者が労使協定の限度を超える時間外労働や休日労働などによる長時間労働、これらに伴う割増賃金の未払など、労働基準関連法令に違反するようなことのないよう、十分に配慮する必要がある。

イ 委託事業者は、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には、中小受託事業者が支払うこととなる残業代等の増大コストを負担する必要がある。

ウ 大企業・委託事業者による働き方改革の中小受託事業者へのしわ寄せなどの影響も懸念される中、委託事業者は、中小受託事業者の人員、業務量の状況を可能な限り把握することに努め、以下に掲げる行為を始め、中小受託事業者の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないよう留意する必要がある。

[委託事業者による中小受託事業者へのしわ寄せや不利益となる事例]

- ・適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更
- ・無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- ・委託事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- ・委託事業者自らの人手不足や長時間労働削減に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員派遣要請や付帯作業の要請
- ・過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送

- ・納期や工期の過度な特定時期への集中
- ④ 自然現象による災害等への対応に係る留意点
- ア 自然現象による災害等への備えに係る留意点
- 委託事業者と中小受託事業者は、自然災害による災害等（以下「天災等」という。）の緊急事態の発生に伴い、サプライチェーンが寸断されることのないよう、連携して事業継続計画（B C P：自然災害等の発生後の早期復旧に向けた取組等を定めた計画）の策定や事業継続マネジメント（B C M：B C P等の実効性を高めるための平常時からのマネジメント活動）を実施することが望ましい。
- イ 天災等が発生した場合に係る留意点
- (ア) 中小受託事業者が留意する事項
- ・天災等、委託事業者、中小受託事業者双方の責めに帰すことができないものにより、被害が生じた場合には、中小受託事業者は、その事実の発生後、速やかに委託事業者に通知するよう努めること。

(イ) 委託事業者が留意する事項

 - ・天災等による中小受託事業者の被害状況を確認しつつ、中小受託事業者に取引上一方的な負担を押し付けることがないよう十分に留意すること。
 - ・天災等によって影響を受けた中小受託事業者が、事業活動を維持し、又は再開する場合には、できる限り、その復旧を支援するとともに従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること。

（5）第三者からの仲介手数料等の求めへの対応

水産物や水産加工品の取引について、取引に関与しないものの、取引業者に対して影響力があると称する第三者が、合理的理由がないにもかかわらず、地元小売店への商品の納入に際し仲介手数料（いわゆる「みかじめ料」）等の支払を求める行為は、影響力の不当な行使として許されない。漁業者や産地市場の仲買人、加工業者が、取引に関与しない第三者からかかる不当な要求を受けた場合は、ただちに後述する「相談窓口」（水産庁漁政部加工流通課）に通報して情報共有し、毅然として支払いを拒絶するべきである。

第3章 望ましい取引慣行の確立に向けた取組

1. 本ガイドラインの基本的な活用パターン

本ガイドラインの基本的な活用パターンは下記のとおりである。

- ① 本ガイドライン説明会への参加や本ガイドラインを読むことで、取引のルールを理解すること。
- ② 本ガイドラインにおける「問題となり得る事例」と「関連法規の留意点」を参考に、自社・漁協における取引に問題がないか見直しを行うこと。
- ③ 本ガイドラインにおける「望ましい取引」を参考に、自社・協における取引の改善可能性、取引先と協力した取引の改善可能性について検討し、実施できるところから、着実に改善への取組を行う。
- ④ 「望ましい取引実例」を参考に、自社・漁協における事業特性と業務特性を踏まえ、実施可能な改善への取組を検討し、実践すること。

2. 具体的な取組

【I 漁業者と漁協との取引】

(1) 漁協の適正取引の推進に向けた指導等

漁協における独占禁止法違反行為を未然に防止し、適正な活動を担保するためには、漁協が本ガイドラインを理解し、実践することが重要である。

このため、監督行政府である水産庁・都道府県においては、常例検査（水産業協同組合法第123条第4項）その他の機会を通じて、本ガイドラインの周知・指導を図ることとし、独占禁止法に違反するおそれがある行為を行っている漁協・漁連に対しては、報告徴求（第122条）を行い、法令違反があると認める場合は必要な措置をとるべき旨を命じ（第124条）、その是正を図るものとする。

また、全国漁業協同組合連合会及び各都道府県の漁連は、水産業協同組合法に基づき、漁協・漁連に対して、本ガイドラインの周知や独占禁止法に違反するおそれがある行為を行わないよう適切な指導を行う必要がある（第87条第1項第11号及び第8項）。

(2) 相談窓口

ガイドラインについて疑問や漁協の具体的な行為についての相談があれば、水産庁の相談窓口を活用すること。

<水産庁>漁政部水産経営課

直通：03-3502-8416

【II その他の取引（漁業者・仲買人・加工業者と消費地市場の卸売業者や小売業者との取引等）】

（1）発注側の適正な取引に対する意識の向上

本ガイドラインは、各事業者が理解し、実践することにより、取引改善効果が生まれ、取引慣行のは是正につながる。しかし、各種取引条件は発注側と受注側のパワーバランス上、主に発注側の意向を反映するケースが多いため、発注側が率先して本ガイドラインに留意した取引を行わなければ、法令を遵守した取引慣行へは是正されない傾向にある。すなわち、発注側が法令を遵守した取引ルールを受け入れなければ、受注側が取引改善に向けた努力をしたとしても、取引慣行のは是正はなされないというケースが多い。

本ガイドラインの浸透には、厳格な取締を実行する行政側の姿勢も重要であるが、発注側においてまず自ら進んで法令を遵守した取引ルールを改善するための意識改革が特に重要である。

（2）受注側における適正取引推進ガイドラインの活用

受注側の立場では、まずは、本ガイドラインを読み込むことによって、どのような取引行為が法令違反に該当するおそれがあるのか、法令を遵守した適正な取引のルールを十分に理解した上で、足元からの取組を実践していくことが、取引慣行の改善のための第一歩である。

例えば、為替変動の影響等に伴う原材料・エネルギーコストの上昇分の転嫁に応じてくれない取引先には、原価データ等の客観的な書面を準備し、継続的に何度も話し合いの場を持つように働きかけるといった取組が考えられる。

こうした取組を少しずつ着実に積み重ねていくことで、発注側の意識喚起を促し、取引改善への効果を生み出していくことが重要である。

（3）相談窓口

- ① 法律の解釈について疑問があれば、「取引かけこみ寺」へ相談すること（匿名でも相談できるため、疑問があれば積極的に活用することが望まれる）。
- ② 取引先が十分な協議に応じてくれない場合や取引条件の改善に応じてくれない場合など、問題が解決されない場合には、「取引かけこみ寺」を活用すること。
- ③ 「取引かけこみ寺」に相談したが、取引が改善されなかつた場合は、水産庁又は公正取引委員会に相談すること。

※〈取引かけこみ寺相談窓口〉フリーダイヤル：0120-418-618

〈その他相談窓口〉

【独占禁止法の優越的地位の濫用規制、取適法に関すること】

- ・公正取引委員会（事務総局経済取引局取引部企業取引課）直通：03-3581-3375

【受託中小企業振興法、振興基準に関すること】

- ・中小企業庁（事業環境部取引課）直通：03-3501-1669

【漁業者・仲買人・加工業者と消費地市場の卸売業者や小売業者との取引等に關すること】

・水産庁（漁政部加工流通課）直通：03-3502-8427

- ④ 中央又は地方卸売市場において、公正かつ効率的な売買取引が阻害されている等の疑義がある場合には、市場の開設者、又は、国・都道府県の卸売市場担当部署に相談すること。

参考資料

(1) 「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」について

公正取引委員会は、農業分野における独占禁止法上問題となる行為を明らかにすることにより、連合会及び単位農協による違反行為を未然に防止するとともに、農業分野における公正かつ自由な競争の促進に役立てることを目的として、「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」を策定しています。

<https://www.jftc.go.jp/dk/noukyou/nokyog1.html>

また、農業協同組合が組合員に対して農業協同組合の事業の利用を強制したり、農業協同組合と競争関係にある商系事業者と組合員が直接取引することを妨げること等の問題行為に関して、公正取引委員会が法的措置や警告を行った事件一覧や、農業協同組合の相談事例を示しています。

<https://www.jftc.go.jp/dk/noukyou/noukyou.html>

(2) 取引かけこみ寺事業について

平成20年度以降、中小企業庁の委託事業（委託先：（公財）全国中小企業振興機関協会）として、「取引かけこみ寺」（旧「下請かけこみ寺」）が47都道府県に設置され、中小企業者の取引上のトラブルの相談業務、紛争を調停等で解決する裁判外紛争解決手続（ADR業務）、及びガイドラインの普及啓発業務を実施しています。

<http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>

(3) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律上の委託事業者の義務・禁止行為

取適法の適用対象となる取引では、発注事業者（委託事業者）に次の4つの義務及び11項目の禁止事項が定められています。

【委託事業者の義務事項】

① 書面等の交付・明示義務（第4条）

口頭発注によるトラブルを未然に防止するため、委託事業者は発注に当たって、発注に関する具体的記載事項を全て記載した書面を交付又は電磁的方法により明示する義務がある。

ただし、試作品の製造、修理委託等、事前に製造委託等代金が算定できない場合は、製造委託等代金の算定方法を正式単価の替わりに記載することが認められている。この他にも正当な理由があって、発注書面に記載できない項目がある場合は、内容が決まり次第、補充書面を交付して通知することが認められている。

② 支払期日を定める義務（第3条）

不当な支払期日の変更、支払遅延により、中小受託事業者の経営が不安定になることを防止するため、委託事業者は中小受託事業者と合意の上で、製造委託等代金の支払期日を事前に定めることが義務付けられている。この場合、支払期日は納入された物品の受領後60日以内で、かつ、できる限り短い期間になるように定めなければならない。

③ 書類等の作成・保存義務（第7条）

製造委託を始めとする受託取引が完了した場合、委託事業者は給付内容、製造委託等代金の金額等、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2年間保存することが義務付けられている。委託事業者の違反行為に対する注意を喚起するとともに、迅速、正確な調査や検査に資することを目的としている。

④ 遅延利息の支払義務（第6条）

委託事業者が、支払期日までに製造委託等代金を支払わなかった場合、中小受託事業者に対して遅延利息を支払う義務がある。遅延利息は、納品日から60日を経過した日から実際に支払が行われるまでの期間、未払金額に年率14.6%を乗じた金額となっている。

【委託事業者の禁止事項】

① 受領拒否（第5条第1項第1号）

中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること。発注の取消し、納期の延期等で納品物を受け取らない場合も、受領拒否に当たる。

② 製造委託等代金の支払遅延（第5条第1項第2号）

発注した物品等の受領日から、60日以内で定められている支払期日までに製造委託等代金を支払わないこと。物品等の検査、検収に日数が掛かる場合でも、納品後60日以内に支払わなければ支払遅延となる。

③ 製造委託等代金の減額（第5条第1項第3号）

中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に決定した製造委託等代金を発注後に減額すること。協賛金の徴収、原材料価格の下落等、名目や方法、金額にかかわらず、あらゆる減額行為が禁止されている。

④ 返品（第5条第1項第4号）

中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注した物品等を受領後に返品すること。不良品等があった場合には、受領後6か月以内に限って、返品することが認められる。

なお、製造委託事業者が受入検査を省略する場合等には返品することは認められない。

⑤ 買いたたき（第5条第1項第5号）

発注する物品等に通常支払われる対価に比べ、著しく低い製造委託等代金を不当に定めること。通常支払われる対価とは、同種又は類似品等について実際に行われている取引の価格をいう。

⑥ 購入・利用強制（第5条第1項第6号）

中小受託事業者に発注する物品の品質を維持する等、正当な理由がないのに、委託事業者が指定する物（製品、原材料等）、役務（保険、リース等）を強制して購入、利用させること。

⑦ 報復措置（第5条第1項第7号）

委託事業者の違反行為を公正取引委員会や中小企業庁に知らせたことを理由に、その中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止等、不利益な扱いをすること。

⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済（第5条第2項第1号）

委託事業者が有償支給する原材料等で、中小受託事業者が物品の製造等を行っている場合、その原材料等が用いられた物品の製造委託等代金の支払日より早く、原材料等の対価を支払わせること。

⑨ 不当な経済上の利益の提供要請（第5条第2項第2号）

委託事業者が自己のために、中小受託事業者に金銭や役務、その他の経済上の利益を不当に提供されること。製造委託等代金の支払とは独立して行われる、協賛金の提供、従業員の派遣要請等が該当する。

⑩ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し（第5条第2項第3号）

発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、受領した後にやり直しや追加作業を行わせる場合に、中小受託事業者が作業に当たって負担する費用を委託事業者が負担しないこと。

⑪ 協議を適切に行わない一方的な対価の決定の禁止（第5条第2項第4号）

中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること。

なお、委託事業者が取適法第5条第1項及び第2項に該当する行為を行った場合は、公正取引委員会が委託事業者に対して当該行為のは正等のため、必要な措置をとるべきことを勧告する（法第10条第1項から第2項まで）ほか、被害者から、当該不法行為に基づく損害賠償請求が行われる可能性がある。（民法第709条）

（4）「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」

中小企業者の取引条件の改善を図る観点から、取適法・独占禁止法の一層の運用強化に向けた取組を進めているところ、その取組の一環として、令和7年10月1日に「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」を改正し、委託事業者による違反行為事例等を追加しています。

http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/dec/161214_1.html

（5）「受託中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」

経済の好循環を実現するためには、中小受託事業者の取引条件を改善していくことが重要との観点から、以下の受託中小企業振興法に基づく振興基準の改正を行いました。
「受託中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkouki_jyun.html

（6）「受託適正取引等の推進のためのガイドライン」

中小受託事業者と委託事業者の間の望ましい企業間取引を推進するため、業種ごとにガイドラインを策定しています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.html>

（7）独占禁止法に基づく「大規模小売業者による納入業者との取引における不公正な取引方法」

① 大規模小売業告示について

大規模小売業告示は、大規模小売業者の納入業者に対する優越的地位の濫用行為を効果的に規制するために指定された、独占禁止法上の告示です。

また、公正取引委員会は、大規模小売業告示の運用の透明性を確保し、事業者の予測可能性を高めるため、「『大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法』の運用基準」を定めています。

② 大規模小売業者の定義

一般消費者により日常使用される商品の小売業を行う者で、次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 前事業年度の売上高が 100 億円以上の者

イ 次のいずれかの店舗を有する者

- ・ 東京都特別区及び政令指定都市においては店舗面積が 3,000 m²以上の店舗

- ・ その他の市町村においては店舗面積が 1,500 m²以上の店舗

◇コンビニエンスストア等の特定連鎖化事業を営む本部を含む。

③ 納入業者の定義

大規模小売業者が販売（委託販売を含む。）する商品を納入する業者

- ・ 取引上の地位が大規模小売業者に対して劣っていないと認められる者を除きます。当該大規模小売業者の優越性の判断に当たっては、（ア）当該大規模小売業者に対する取引依存度、（イ）当該大規模小売業者の市場における地位、（ウ）納入業者にとっての取引先変更可能性、（エ）その他当該大規模小売業者と取引することの必要性を示す具体的な事実を総合的に考慮します。
- ・ 納入業者には、大規模小売業者と実質的に取引関係が認められる事業者を含みます。

④ 大規模小売業者の禁止行為

ア 不当な返品（告示第 1 項）

大規模小売業者が、納入業者から購入した商品の全部又は一部を返品すること。

イ 不当な値引き（告示第 2 項）

大規模小売業者が、納入業者から商品を購入した後に、当該商品の納入価格の値引きをさせること。

ウ 不当な委託販売取引（告示第 3 項）

大規模小売業者が、正常な商慣習に照らして納入業者に著しく不利益となるような条件で委託販売取引をさせること。

エ 特売商品等の買いたたき（告示第 4 項）

大規模小売業者が、セール等を行うために購入する商品について、通常の納入価格に比べて著しく低い価格を定めて納入させること。

オ 特別注文品の受領拒否（告示第 5 項）

大規模小売業者が、プライベートブランド商品など特別な規格等を指定した上で、納入業者に商品を納入させることを契約した後において、当該商品の受領を拒むこと。

カ 押し付け販売等（告示第 6 項）

大規模小売業者が、納入業者が購入等を希望しないにもかかわらず、自己の指定する商品を購入させ、又は役務を利用させること。

- キ 納入業者の従業員等の不当使用等（告示第7項）
大規模小売業者が、自己等の業務に従事させるために納入業者に従業員等を派遣させて使用すること、又は自己等が雇用する従業員等の人件費を納入業者に負担させること。
- ク 不当な経済上の利益の収受等（告示第8項）
大規模小売業者が、納入業者に、本来当該納入業者が提供する必要のない金銭等を提供されること又は納入業者が得る利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えて、金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
- ケ 要求拒否の場合の不利益な取扱い（告示第9項）
大規模小売業者が、納入業者がアからクの要求に応じないことを理由として、代金の支払遅延、取引の停止その他不利益な取扱いをすること。
- コ 公正取引委員会への報告に対する不利益な扱い（告示第10項）
大規模小売業者が、納入業者が公正取引委員会に対し、アからケの事実を知らせ、又は知らせようとしたことを理由として、代金の支払遅延、取引の停止その他不利益な取扱いをすること。

（8）独占禁止法に基づく「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正取引方法」ガイドブック

公正取引委員会は、大規模小売業告示に基づく規制対象となる取引、また大規模小売業者の禁止行為について、具体的な事例とともに整理したガイドブックを策定しています。

http://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/daikibopamph.pdf